会報 全住協

2025
9月

一般社団法人 全国住宅産業協会

国土交通省税制改正要望事項

令和８年度 国土交通省税制改正要望事項

国土交通省は、「令和８年度国土交通省税制改正要望事項」を明らかにした。住宅・土地税制関連の主な内容は、以下のとおりである。

［豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり］

（住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保）

住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置（所得税･固定資産税等）

住宅取得環境の厳しい状況を踏まえ、令和７年末に適用期限を迎える住宅ローン減税、認定住宅の投資型減税や、新築住宅に係る固定資産税の減額措置等について、所要の措置を講じる。

新築住宅に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

【特例措置の内容】

［固定資産税］

新築住宅について、税額を1/2に軽減する（戸建て：３年間、マンション：５年間）。

【要望】

現行の特例措置を２年間（令和８年４月１日～令和10年３月31日）延長する。

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長（不動産取得税・固定資産税）

【特例措置の内容】

［不動産取得税］

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額

一般住宅：1,200万円→ 1,300万円

［固定資産税］

新築住宅に係る税額の減額措置（1/2）について、適用期間を延長

＜戸建て＞一般住宅：３年間→５年間

＜マンション＞一般住宅：５年間→７年間

【要望】

現行の特例措置を２年間（令和８年４月１日～令和10年３月31日）延長する。

居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長（所得税・個人住民税）

【特例措置の内容】

譲渡益

①住宅の住替え（買換え）にあたって、譲渡資産に係る譲渡益に対する課税について、買換資産を将来譲渡するときまで課税を繰延べ

※譲渡資産の売却額が買換資産の取得額以上の場合は、その差額分について譲渡があったものとして課税

譲渡損

②住宅の住替え（買換え）にあたって譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高があるときは、譲渡損失額を所得金額の計算上控除（以降３年間繰越控除）

③住宅の譲渡にあたって譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残るときは、住宅ローン残高から譲渡資産の売却額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除（以降３年間繰越控除）

【要望】

現行の特例措置を２年間（令和８年１月１日～令和９年12月31日）延長する。

既存住宅のリフォームに係る特例措置の延長（所得税・固定資産税）

【特例措置の内容】

一定の性能向上工事を実施した場合について、

目　次

・令和８年度国土交通省税制改正要望事項‥ 1
・2025年10月の制度改正について ‥‥‥‥ 3
・住宅分野に関する金融リテラシー向上に向けた連携‥ 4
・令和８年度住宅局関係予算概算要求概要‥ 5
・令和８年度不動産・建設経済局関係予算概算要求概要‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 6
・飯田グループ共同出展館を訪問 ‥‥‥‥ 7
・令和７年度協会交流会（大阪）‥‥‥‥‥ 8
・トピックス（本別町空き家相談会ほか）‥ 8
・「Shine Up～輝く社員～」第1回イベント‥‥ 9
・協会だより‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10

国土交通省税制改正要望事項

以下の措置を講じる。

［所得税］

標準的な工事費用相当額をもとに算出された額の10％等を所得税額から控除。

対象工事		対象工事限度額	最大控除額（対象工事）
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円（350万円）	25万円（35万円）
三世代同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震＋省エネ＋耐久性	500万円（600万円）	50万円（60万円）
	耐震or省エネ＋耐久性	250万円（350万円）	25万円（35万円）
子育て		250万円	25万円

※カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合
※対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで５％の税額控除

［固定資産税］

工事完了翌年度※1の税額を以下の割合に軽減。

対象工事	税額
耐震	1/2
バリアフリー	2/3
省エネ	2/3
長期優良住宅化※2	1/3

※１　特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅については、耐震改修をした場合は２年間1/2に軽減、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度1/3、翌々年度1/2に軽減
※２　耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

【要望】

現行の特例措置を２年間（所得税：令和８年１月１日～令和９年12月31日、固定資産税：令和８年４月１日～令和10年３月31日）延長する。

老朽化マンションの再生等の円滑化のための事業施行に係る特例措置の拡充等（所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税等）

【特例措置の内容】

買取再販で扱われる住宅・敷地のうち、一定の質の向上を図るリフォームを行った後、個人の自己居住用住宅として譲渡するものについて、不動産取得税（宅地建物取引業者の取得に係るもの）を以下のとおり減額。

［住宅部分］

築年月日に応じ、一定額を減額（最大36万円）。

［敷地部分］

一定の場合（※１）に、税額から一定額（※２）を減額。

今後の老朽化マンションの急増に対応するため、改正マンション再生円滑化法に基づくマンション再生事業等の活用による安全・安心で良好な居住環境を確保したマンション等への再生を促進し、住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。

［所得税・法人税等］※一部恒久措置

- 区分所有者等の土地等の売渡時における譲渡所得に係る1,500万円特別控除、軽減税率等
- 区分所有者等の土地等の取得時における従前資産の譲渡所得の課税繰延
- 移転等の支出に充てる借家人補償金の総収入金額への不算入措置

［登録免許税］

組合が要除却等認定マンション等を取得する場合の非課税措置

［不動産取得税］

権利変換手続開始の登記等の免税措置

【要望】

［所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税等］新たに創設された事業について、現行の特例措置を踏まえた措置を講じるとともに、現行の特例措置の対象を拡充し、適用期限を延長する（所得税・法人税等（軽減税率等）：３年間、登録免許税・不動産取得税：２年間）。

［持続的な経済成長の実現］

（不動産市場の活性化、土地の有効活用の促進）

長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長（所得税・法人税）

【特例措置の内容】

［所得税・法人税］

長期保有（10年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について、原則80％の課税繰延べ

【要望】

現行の特例措置を３年間（令和８年４月１日～令和11年３月31日）延長する。

国土交通省税制改正要望事項

土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

【特例措置の内容】

［登録免許税］

土地の所有権移転登記等に係る税率を軽減する。

【要望】

現行の特例措置を３年間（令和８年４月１日～令和11年３月31日）延長する。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長等（所得税等）

【特例措置の内容】

［所得税・個人住民税］

一定の事業のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得（2,000万円以下の部分）に係る税率を軽減

［法人税・法人住民税］

土地重課（長期５％）を適用除外

※ただし、土地重課は令和７年度末まで課税停止

【要望】

現行の特例措置を３年間（令和８年１月１日～令和10年12月31日）延長する。

※都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡について、足下の住宅建築費高騰の影響を踏まえ、建築費単価の要件を引き上げる。

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の延長（所得税・個人住民税）

【特例措置の内容】

［所得税・個人住民税］

個人が以下の譲渡を行った場合※、土地の長期譲渡所得から最大100万円を控除

- 市街化区域や用途地域設定区域内等にある800万円以下の低未利用地等
- 上記以外の都市計画区域内にある500万円以下の低未利用地等

※譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されることについて市区町村が確認したものに限る。

※所有期間が５年を超えるものに限る。

【要望】

現行の特例措置を３年間（令和８年１月１日～令和10年12月31日）延長する。

●国土交通省ホームページ

［ＵＲＬ］

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_010408.html

2025年10月の制度改正

2025年10月の制度改正について

住宅金融支援機構の【フラット50】の融資対象住宅の範囲が広がります！

2025年10月以降の資金実行分から、長期優良住宅に加えて、予備認定マンション、管理計画認定マンションの取得でも使えるようになります。

2025年９月末まで

対象住宅	長期優良住宅
借入期間	36年～50年
金利設定	50年固定
借入額	100万円以上8,000万円以下

2025年10月以降

対象住宅	長期優良住宅 予備認定マンション 管理計画認定マンション
借入期間	36年～50年
金利設定	50年固定
借入額	100万円以上8,000万円以下

【フラット35】借換融資を利用する場合の最長返済期間については、「50年－従前の住宅ローンの経過期間」となります。

住宅金融リテラシー向上のためのサイト開設

現在公開中！

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

『住宅金融リテラシー向上のためのサイトを開設！』

●日本銀行による2024年３月のマイナス金利解除、その後の追加利上げにより、住宅ローンをどう選べば良いのか悩まれるお客さまが増えています。
●住宅金融支援機構では、「金利のある世界での住宅ローンの選び方」について、サイトを作成しました。是非、ご活用ください。

【サイトのイメージ】

〈サイトについて詳しくはこちら〉

URL:https://www.flat35.com/lp/kinri/index.html

「金利のある世界で住宅ローンをどう選ぶか」についてFPが解説する動画もYouTubeに掲載しています。

URL:https://youtu.be/dPTEMAmKfsc

国土交通省関係予算概算要求概要

令和８年度住宅局関係予算概算要求概要

１．住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備

南海トラフ巨大地震の新被害想定などを踏まえ、防災・減災対策を着実に促進する。

(1) 災害対策の強化
- ①耐震改修・密集市街地解消の着実な促進
- ②住宅市街地における水害対策等への支援の強化
- ③地方公共団体と連携する地域の住宅生産事業者等が行う災害に備えたモデル的取組みへの支援

(2) 災害へのレジリエンスの向上
- ○公的賃貸住宅団地の在宅・地域避難機能の強化

(3) 被災地における恒久的な住まいの確保
- ○自治体による災害公営住宅の整備等への支援

２．既存ストックの有効活用と流通市場の形成

多世代にわたり活用されるストックを形成し、適正な維持管理等を通じ、市場で適正に評価され、循環するシステムを構築する。

(1) 既存住宅流通市場の活性化
- ①既存住宅流通市場の拡大・既存住宅の維持管理の社会的定着に向けた取組み強化
- ②総合的なマンション対策への支援
- ③既成住宅地の活用・再生に向けた取組み強化

(2) 空き家対策の強化
- ○空き家の除却・活用促進への支援の強化

３．誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保に向け、子育て世帯等が安心して暮らせる住まいの実現や住宅セーフティネット機能の強化を図る。

(1) こども・子育て対策
- ①大規模公的賃貸住宅の建替えと併せた子育て支援施設の整備への支援
- ②「こどもつながるUR（仮称）」等の推進

(2) 住まいのセーフティネット
- ①サービス付き高齢者向け住宅の整備への支援
- ②居住支援法人等による居住支援活動への支援

(3) バリアフリー
- ○既存建築物のバリアフリー改修等への支援

４．住宅・建築物における持続可能な社会の構築

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物分野の脱炭素化を促進するため、省エネ対策に加え、建築物のライフサイクルカーボン削減に向けた取組みを推進する。

(1) 省エネ性能向上・LCCの削減
- ①既存住宅・建築物ストックの省エネ化の促進
- ②新築住宅・建築物の省エネ性能の引上げ
- ③BIMと連携したLCAの実施等への支援

(2) 木材利用の促進
- ①優良な中大規模木造建築物等の整備等への支援
- ②木造建築物等の規制合理化に向けた基準整備

(3) 住宅・建築物分野のDX推進
- ①建築行政手続等の総合的なDX化への取組み強化
- ②空き家データベースシステムの整備

(4) 住宅・建築分野の国際展開
- ○新興国等における事業展開への支援

●国土交通省ホームページ
［ＵＲＬ］
https://www.mlit.go.jp/page/content/001906598.pdf

国土交通省関係予算概算要求概要

令和８年度不動産・建設経済局関係予算概算要求概要

１．地理空間情報の充実と「建築・都市のDX」の推進

(1) 国土数値情報を始めとする地理空間情報の充実・産業化

①官民のあらゆる場面で活用される信頼性・統一性の高い公的GISデータである国土数値情報について災害ハザードエリアや土地利用メッシュデータ等の整備・更新を行うなど地理空間情報の充実を図る。

②建築・都市のDXを核としたデータ連携や人流データ活用の促進のほか、コミュニティの拡大、ユーザーとのコミュニケーションの深化、産学官の連携強化等を通じて地理空間情報を幅広い成長分野へ育成し、実装・産業化を図る。

(2) 建築・都市のDXのキーとなる「不動産ID」の整備推進

○不動産IDについて、令和９年度からの先行整備地域での試験運用開始に向け、不動産ID提供システムの整備に向けた検討を進めるとともに、日本郵便㈱による不動産ID用データ提供に向けたシステムの整備検討等を行う。

(3) 地籍整備の推進

○第７次国土調査事業十箇年計画（令和２年５月閣議決定）に基づく地籍調査を実施する。また、本年５月に設置された「能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム」の議論を踏まえ、土地境界の再確定に向けた地籍調査の加速化を図る。

２．土地政策の推進

(1) 所有者不明土地・低未利用土地の円滑な利活用や適正管理の推進

○所有者不明土地・低未利用土地の円滑な利活用や適正管理を推進するため、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組みを支援する。

(2) 地価公示の着実な実施

(3) 国土利用計画法の届出データ分析

３．建設・不動産市場の環境整備

(1) 担い手確保等を通じた持続可能な建設業の実現

○「地域の守り手」である建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けるためには、担い手確保に向けた対策の強化が急務。そのため、「労務費の基準」の実効性確保等を通じた処遇改善や生産性向上を通じた地域の建設業の災害対応力の強化等を図るとともに、市場の把握等を通じた今後の業界像のあり方について検討を行う。

(2) 建設分野における外国人材の円滑かつ適正な受入れ

○国際的な人材獲得競争が激化する中、建設分野において外国人材を円滑・適正に受け入れることにより担い手確保を図るとともに、地域共生を図りつつ、外国人材の採用・定着、キャリアアップ促進の支援を行う。

(3) 地域価値共創に向けた空き家等の流通・利活用

○共創による地域の新たな価値の創出（地域価値共創）に向け、不動産事業者を核とした地方公共団体、他業種等多様な主体の協業による空き家等の流通・利活用を促進するため、マッチング機会の創出や情報共有の促進とともに、モデル事例の創出と横展開の推進を図る。

(4) 不動産管理業の適正化・発展

(5) 不動産取引情報等の提供・実態把握

(6) 建設産業・不動産業の海外展開の推進

●国土交通省ホームページ
［ＵＲＬ］
https://www.mlit.go.jp/page/content/001906594.pdf

飯田グループ共同出展館を訪問

飯田グループ×大阪公立大学共同出展館を訪問

６月27日、協会交流会（大阪）の２日目の視察先として、大阪・関西万博に飯田グループホールディングス㈱が出展しているパビリオンを訪問した。

１．パビリオンのコンセプトと外観

飯田グループホールディングスと大阪公立大学が共同出展した同パビリオンのテーマは「伝統と進化の融合」。人類だけでなく「いのち」ある全てのものが当たり前に幸せに暮らせる世界を創造し、輝く「いのち」への想いと希望を、持続・循環・継承・進化を象徴する「メビウス」の形に託している。

建築家・高松伸氏の設計による外観は、西陣織で覆われた有機的なフォルムで、「世界最大の西陣織で包まれた建物」及び「世界最大の扇子形の屋根」としてギネス世界記録に認定された。

▲世界最大の西陣織建築

２．展示内容の概要

来場者は反時計回りに回遊する形で以下の４つのゾーンを体験できる。

(1) プロローグ

メビウスの輪を応用した三次元の構造物に、最新技術を駆使した西陣織を全面に纏わせた特徴的な建築物。複雑な建物の構造に対しどのように変形やねじれが生じるか３Ｄモデリングを駆使して解析。大分県で鉄骨の仮組を行い建て方の手順や精度を確認し、改良を加えながら実現している。

(2) 人工光合成技術

住宅におけるエネルギーの自給自足のカギとなる二酸化炭素を活用したエネルギー創出を目指す「人工光合成技術」を展示。人工光合成の仕組み、植物が行う光合成との違いを視覚的に学ぶことができ、実際の人工光合成装置や実証実験の映像も披露し最新の研究成果が展示されていた。

(3) ウエルネス・スマートハウス

生活空間で未病維持につなげる「ウエルネス・スマートハウス」を展示。パビリオン内に「家」を再現し、健康に暮らせる未来住宅の仕組みの一部を体験できるようになっていた。

(4) ウエルネススマートシティ

パビリオンの中央には、長径24m、短径15mという圧倒的なスケールを誇る巨大なジオラマが設置されており、飯田グループが描く未来都市のビジョンが精緻に再現されていた。

３．まとめ

次世代の太陽光発電技術として注目を集めるペロブスカイト太陽電池の展示もあり、住宅産業が単なる建築供給にとどまらず、エネルギー問題や環境配慮といった多面的な社会的課題に貢献すべき存在であることを明示し、持続可能で誰もが安心して暮らせる未来社会の構築に向けた道筋を来場者に強く印象づけていた。

令和７年度協会交流会

令和７年度協会交流会を開催

６月26日～27日に令和７年度協会交流会を大阪で開催した。

６月26日は、講演会・見学会及び懇親会を行った。講演会では、「西日本最大の高級レジデンスについて」をテーマに、積水ハウス㈱よりご講演いただき、関西圏における先進的な住宅開発の取組みについて紹介された。

続いて、三菱地所㈱の協力のもと、「グラングリーン大阪南館パークタワー」の見学会を実施。参加者は２班に分かれ、建築事業の概要説明を受けた後、実際に各フロアの住戸を視察し、最新の都市型高層住宅の魅力を体感した。

その後、ホテルグランヴィア大阪にて懇親会を開催。幹事協会による開会挨拶の後、各協会代表より一言ずつご挨拶をいただき、業界交流の貴重な機会となった。

６月27日は希望者による「大阪・関西万博」の視察が行われた。万博の先進的な展示や建築を通じ、今後のまちづくりや住宅産業の在り方を考える良い機会となった。

▲講演会

▲見学会

トピックス

本別町空き家相談会、管理活用支援法人活動ほか

８月12日～14日、当協会が「空家等管理活用支援法人」として参加している北海道本別町の町内イベントコーナーにて「空き家個別相談会」が開催され、細川総務副委員長ほかが出席し、同町のほか、札幌市、帯広市、釧路市及び周辺市町村に居住する空き家所有者を対象とした個別相談対応を行った。

相談内容も、空き家の管理・売却・解体・空き家バンクといったもののほか、囲繞地対応・境界・測量・相続といった多岐にわたった。個別相談対応した中で、近隣エリアの現地調査可能な案件については、関連自治体と共に即座に現地調査を実施した。

また、改正空き家特措法にて創設された「空家等活用促進区域」について、空家等管理活用支援法人の業務の一環として本別町を始めとした関連自治体と指定に向けた検討を進めながら、該当エリアの現地調査を実施した。

今後、促進区域の指定に関する協議を進めていく予定。

▲空き家個別相談会

Shine Up ～輝く社員～　第１回イベントを開催

７月11日、「Shine Up ～輝く社員～」講演会が開催された。本講演会は社内コミュニケーションの重要性を学ぶことを目的とし、講師にコミュニケーション戦略研究家の岡本純子氏を迎えた。

岡本氏は、日本人は人前で話す機会の少なさや沈黙を重んじる文化からプレゼン力不足に陥りやすいと指摘。その上で「経験を積むこと」「試行錯誤を重ねること」を通じて改善でき、コミュニケーションはスポーツのように鍛えられるスキルであると強調した。

さらにＡＩ時代に求められるのは「高度なコミュニケーション力」「創造性」「学び続ける力」であり、人間ならではの“ヒューマン力”が重視されると解説。特に交渉力やプレゼン力は成果に直結すると述べ、意識的に鍛える必要性を訴えた。

雑談については「聞く姿勢」が鍵であり、相槌や質問を工夫する「トランポリンのような聞き方」や、「もしも」「もっとも」といった問いかけが信頼関係構築に有効だと紹介。プレゼン力については姿勢・声・笑顔といった非言語的要素が印象を左右するとし、「ヤッホー訓練法」など実践的なトレーニング方法も提示した。また、笑顔は職場の雰囲気や生産性を高め、特に目元の表情を意識することが重要であると語った。

質疑応答では「傾聴力の高め方」「相手に興味を持てない場合の対処法」などが取り上げられ、具体的には相手の言葉を繰り返すリフレーズや、相手の関心事に焦点を当てる工夫が有効であると語った。参加者からは「相手が話しやすい雰囲気をどう作るか」という質問も出され、安心感を与える姿勢が第一歩であると強調された。

さらに、今回の学びを業務に活かす視点として、「営業の場面で相手の本音を引き出せる」「会議での発言をより前向きにできる」「オンライン会議で声のトーンや笑顔を意識するだけで印象が変わる」といった意見が寄せられ、参加者の意欲が感じられた。こうした実践的な気づきは、単なる知識習得にとどまらず、日々の仕事の改善につながる具体的なヒントとなった。

最後に岡本氏は、コミュニケーション力は後天的に鍛えられるスキルであり、雑談力やプレゼン力、笑顔を意識的に取り入れることで、仕事や人間関係を大きく改善できるとまとめた。その実践法として「職場で雑談のコツを試す」「ヤッホー訓練で自信を養う」「日常で笑顔を意識する」といったアクションプランも提示され、参加者からは「すぐに取り入れたい」「営業活動に活かせる」といった声が上がった。

講演後には「カフェタイム」が催され、学んだスキルを試しながら交流が行われた。普段接点の少ない部署や世代を超えた交流が生まれ、「貴重な機会だった」との感想が寄せられた。

▲講演会

▲カフェタイム

協会だより

住所変更

会 社 名　㈱ＲＥＡＨ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
新 住 所　〒107－0052 東京都港区赤坂２－11－２　ノワール赤坂ビルディング10Ｆ
Ｔ Ｅ Ｌ　03－3526－2443（従来どおり）
Ｆ Ａ Ｘ　03－6774－8951（従来どおり）

会 社 名　㈱カナリー
新 住 所　〒108－0073 東京都港区三田３－５－19　住友不動産東京三田ガーデンタワー27Ｆ
Ｔ Ｅ Ｌ　050－3196－3346（従来どおり）
Ｆ Ａ Ｘ　03－6228－3415（従来どおり）

業務日誌

７月22日（火）	・笑顔の場を創り成果を上げるコミュニケーション円滑術研修を開催。（協会会議室＋オンライン）
24日（木）	・政策審議会を開催。（明治記念館）
	・売上・受注率ＵＰに繋がる動画作成のポイントセミナーを開催。（オンライン）
25日（金）	・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。（広島商工会議所）
28日（月）	・運営審議会を開催。（協会会議室）
	・不動産流通セミナー（兼 全住協安心Ｒ住宅制度研修）を開催。（オンライン）
29日（火）	・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。（にぎわい交流館AU）
８月５日（火）	・部下は上司で変わる！人財を活かす部下育成研修を開催。（協会会議室＋オンライン）
７日（木）	・住宅金融支援機構との意見交換会を開催。（ホテルメトロポリタンエドモンド）
19日（火）	・松島みどり衆議院議員「企業活力研究会」に花沢副会長ほかが出席。（アルカディア市ヶ谷）

会報　全住協　　通巻149号　　発　行　　一般社団法人全国住宅産業協会
（令和７年９月10日発行）　　編　集　　一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク（略称「ビジネスネット」）が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。今回は商品を提供している会員企業のうち２社の取扱商品をご紹介いたします。
商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

そくりょう＆デザイン企業年金基金：退職給付制度DB

企業様のお役に立てる制度

老後の所得を確保する一助と人手不足解消をお手伝い。

●退職時に加入期間に応じて給付いたします。
・一時金（１年以上）・有期年金（15年以上）

●多様な福祉事業を実施しております。
・結婚祝金・出産祝金・児童就学祝金・災害見舞金・死亡弔慰金・遺児育英資金

●宿泊保養施設　（宿泊料の補助金を支給しております）
・ウィスタリアンライフクラブ（箱根・熱海・宇佐美・鳥羽・車山高原）
・全国のワシントンホテル及び休暇村など

問合せ先　業務第２課：辻 浩太郎
TEL 03-3235-7231　E-mail k.tsuji@sokuryokikin.com

㈱トルネックス：エマージェンシートイレキット

停電・断水で起こるトイレ難民にならないために・・・

首都直下地震では停電･断水による大量のトイレ難民が心配されています。エマージェンシートイレキットは、停電･断水を想定した懐中電灯、ハンドジェル、便器にかぶせるトイレ袋、し尿の凝固剤など、トイレに必要な7アイテムをコンパクトなバッグに収納しました。トイレ袋30枚。2名で約3日分のトイレ専用キットです。

価　格	定価　5,450円税別（送料込み） 全住協ビジネスネットワーク特典 4,100円税別（送料サービス）24%OFF

問合せ先　取締役事業推進部長（㈱防災備蓄センター）：野崎　一郎
携帯電話 090-7028-6964　E-mail nozaki@bb-center.co.jp